

瑞浪市ふるさとワーキングホリデー受入事業者申請書

◆応募要件

- ①瑞浪市内に事業所のある企業または団体、個人事業主であること。
- ②参加者と労働関係法令に基づく労働契約を結ぶとともに、契約を適正に履行できること。
- ③労災保険の加入など、必要な手続きを行うこと。
- ④地域の特性を生かした就労体験が可能な事業者であること。
- ⑤1週間～最大2週間、参加者の受入ができること。

◆提出先

509-6195 瑞浪市上平町1-1 瑞浪市役所市民協働課
E-mail:kyoudou@city.mizunami.lg.jp

◆応募締切 令和5年5月31日(水)

◆事業者情報

事業者名			
代表者名			
担当者職・氏名			
会社所在地			
電話番号			
メール			
事業内容			
参加者 受入可能期間		募集人数 (予定)	人
参加者 業務内容			

※参加者の具体的な受入の内容(募集期間、募集人数、業務内容、賃金、休日等)については、ふるさとワーキングホリデーの運営委託事業者(令和5年5月下旬に決定)と相談をしながら決めていきます。

ふるさとワーキングホリデーに興味のある事業者の方は、まずはお気軽にお申込みください。